

**ナンワエナジー卒FIT買取サービス受付開始！
買取価格は8.50円/kWh（税込）！**

株式会社ナンワエナジー（本社：鹿児島市東開町、代表取締役社長：川畑佑樹 以下、ナンワエナジー <http://www.e-nanwa.co.jp/>）は、2013年4月より、先駆けて新電力事業に参入し、九州電力管内（一部、離島を除く）の需要家に対して電気を供給しております。

事業開始以降、新電力事業の根幹である需要予測や電源調達等の需給管理ノウハウを確立し、電力の見える化やスマートメーターからの電力量を用いた見守りサービス、省エネ支援サービスなどを展開して参りました。

今回、2019年11月以降に固定価格買取制度（FIT制度）の買取期間が順次満了を迎えることを受け、**買取期間が満了したご家庭の太陽光余剰電力の買取サービスを開始いたします。**

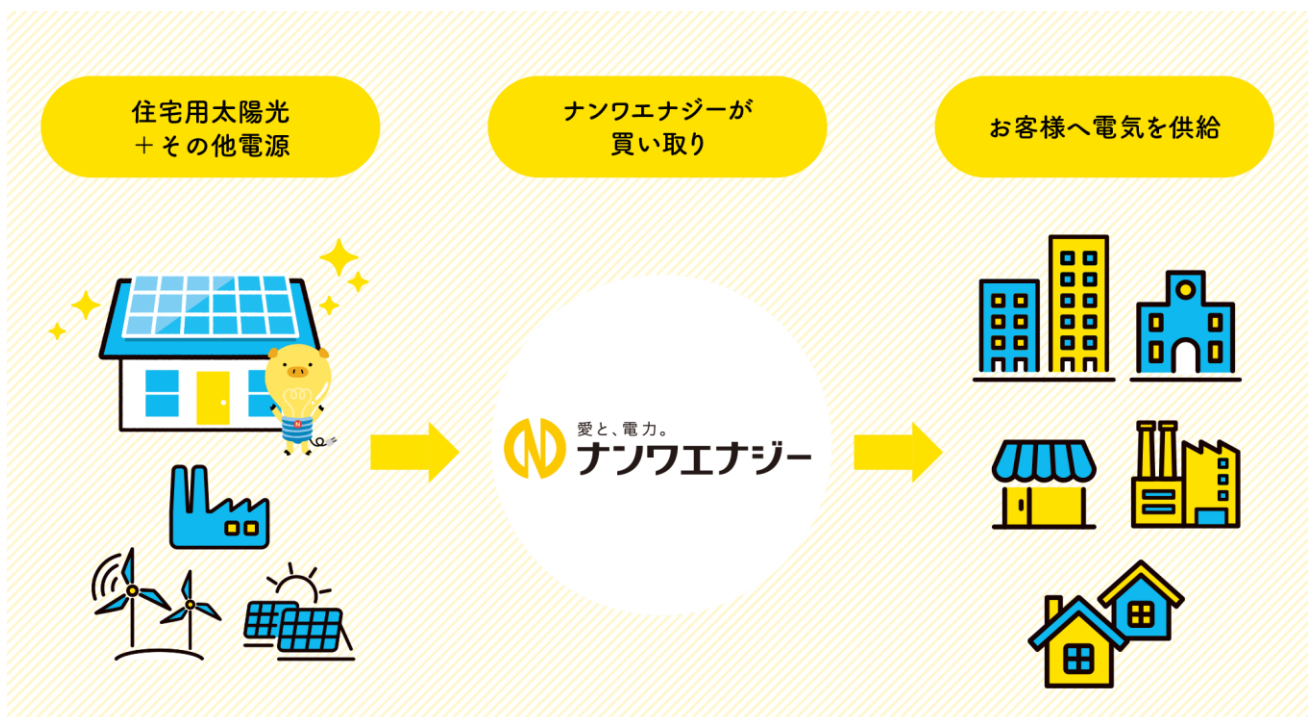
<背景>

FIT制度における住宅用太陽光発電（10kW未満）余剰電力の買取期間は10年間と定められているため、2019年11月以降に期間満了を迎えたお客様は、余剰電力の売電先を自由に選択できるようになります。

太陽光発電は、発電に伴う温室効果ガスを排出しないことから、低炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入拡大へ努めることが可能となります。

ナンワエナジーでは、ご家庭の太陽光余剰電力の買取を積極的に行うことで、お客様より買い取らせていただいた余剰電力を有効に活用し、快適な環境づくりを目指していくことから本サービスの受付を行うこととなりました。

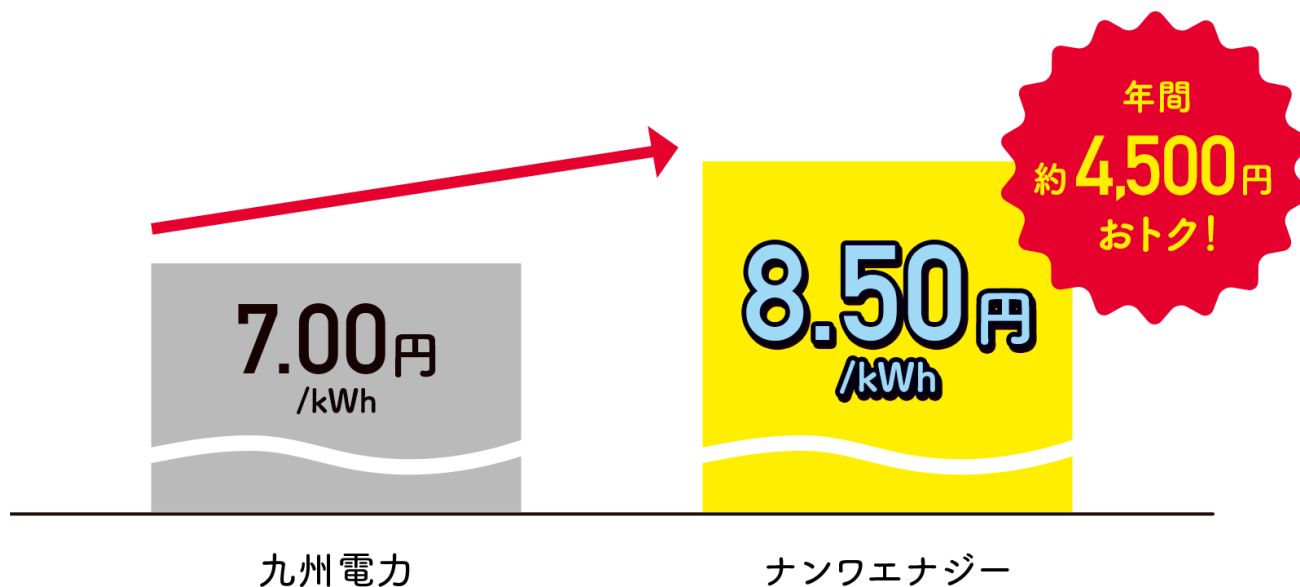
●卒FIT買取イメージ図



<本サービスの概要>

サービス名	ナンワエナジー卒 FIT 買取サービス
内容	お客様の太陽光余剰電力を 8.50 円/kWh（税込）で買い取りいたします。 上記の単価は非化石価値相当額を含みます。 ※買取単価を変更する場合は、事前にお客様へお知らせいたします。
申込可能なお客様	九州エリア（沖縄県、離島、一部地域を除く）の住宅用太陽光発電（10kW 未満）において、固定価格買取制度の買取期間が満了を迎えた方
申込方法	申込書（紙）の郵送
買取料金の支払い方法	お客様ご指定の金融機関、口座へのお振り込み
買取料金の支払い期日	3か月分の買取料金を1、4、7、10月の末日までに、お客様がご指定する金融機関の口座へ一括してお支払いいたします。 ※買取開始年で1、4、7、10月それぞれの期間まで3か月に満たない場合は、買取開始から1、4、7、10月それぞれの期間までといたします。
契約期間	ご契約成立日から買取開始日の属する年度の末日まで ※契約期間満了の1か月前までに契約の終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、契約は契約期間満了後も1年ごとに更新されるものといたします。

●買取単価比較イメージ図



※消費税等相当額を含みます。

※太陽光容量が 4.5kW の場合の余剰発電量に基づいた概算の差額です。

※詳細はサービス申込ページを確認

・本サービスに関するページ URL : <https://e-nanwa.co.jp/solar-kaitori2020/>

◆本件（ニュースリリース）に関するお問い合わせ先◆

株式会社ナンワエナジー／経営企画部 TEL:099-210-1234 FAX:099-210-1233